

第 3958 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2010年)平成22年 3月16日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 減価償却のし忘れ

**Q**：確定申告でいわゆる5年均等償却をし  
忘れました。どうしたらいいですか？

**A**：更正の請求をしなければ税金の還付は  
受けられません。

### 【解説】

平成19年3月31日以前に取得した減価償却  
資産について、その償却費の累計額が取得原価  
の95%(償却可能限度額)に達した場合には、翌  
年分以降5年間にわたり、「(取得原価×5%－  
1円)÷5年」で計算した減価償却費を必要経  
費に算入することとなっています。

この制度のことを5年均等償却制度とい  
いますが、所得税では減価償却費の計上を強制償  
却にしています(法人税では損金経理を要件と  
する任意償却)ので、その年度で計上をし忘れ  
たという場合には、更正の請求という手続きを  
して税金を還付してもらうという方法しか道  
はありません。

翌年に今年の分を含めて計上することも認  
められませんし、1年ずらして計上するという  
ことも認められませんので注意してください。

また、更正の請求は、法定申告期限から1年  
以内に限り手続きが認められているものです  
から、期限が過ぎてしまうと受け付けてもらえ  
ませんのでこの点にも注意が必要です。

平成21年分を計上し忘れたということでした  
ら、来年平成23年3月15日が期限となります  
ので忘れないようにしてください。

